

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 28 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人が民間金融機関から融資を受ける際の理事長等の個人
保証について

社会福祉法人が、その業務に伴って民間金融機関から融資を受ける際に、連帯保証として理事長等の個人保証を提供する場合の取扱いに関し、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）をご参考までに周知いたします。

ガイドラインとは、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定・公表された、中小企業団体・金融機関団体の自主的自律的な準則です。ガイドラインでは、中小企業金融における経営者保証について、主たる債務者が

- ①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている
- ②法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る
- ③法人から適時適切に財務情報等が提供されている

といった経営状況である場合には、債権者である金融機関は、経営者保証を求めないことや、既存の保証契約の解除などを検討することとしています。

社会福祉法人についても、金融機関に対して、ガイドラインを参考に、理事長等の個人保証を提供することのない融資や既存の保証契約の見直しを申し入れることが考えられます。

各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、ガイドラインもご参考としていただいた上で、日頃からの社会福祉法人への相談対応等に努めていただきますよう、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知方よろしく願いいたします。

（参考）

※「経営者保証に関するガイドライン」<http://hosyo.smrj.go.jp/>

※ ガイドライン活用例 <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170407-1/01.pdf>

（参考）社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から土地等を担保として融資を受ける場合には、現状でも、通常の融資利率に若干の上乗せ（平成 29 年度の場合、福祉貸付では 0.05%、医療貸付では 0.15%）をすることにより、連帯保証人なしで融資を受けることが可能です。